

お知らせ

この文章は、違憲訴訟の会の共同代表である寺井一弘と伊藤真が、全国の弁護士仲間によびかけるための文章として執筆したのですが、今次の安保法制の施行を受け、私たちがこれから違憲訴訟を提起するにあたっての決意を明らかにするため、ここに参考のため掲載し広く公開することとしたものです。

2016/04/01

私たちが安保法制の違憲訴訟を提起する意義について

寺 井 一 弘
伊 藤 真

一 はじめに

安倍政権は2014年の7月1日に集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を行ない、2015年9月19日には歴史的に大きな汚点を残す採決の強行により集団的自衛権行使を容認する安保法制を国会で成立させました。これは完全に立憲主義に背反し、長年にわたって歴代内閣が堅持してきた政府解釈をも無視する暴挙でした。

この法案には実に多くの市民が全国各地から反対の声をあげ、圧倒的多くの憲法学者をはじめとして最高裁長官や内閣法制局長官を歴任した有識者の方々も憲法違反と批判しました。またこれを審議した国会運営が民主主義の実体を欠くものであったことは、私たち市民が国会中継で目の当たりにしたように明々白々でした。

しかし、採決強行から半年、安倍政権は、この違憲の安保法制を3月29日に施行し、あろうことか、憲法改正に挑戦することを公言し、7月の参議院選挙ではそのために必要な3分の2の議席獲得さえ目指すに至っています。一方、最近の世論調査では、国民の半数近くが「安保法制は必要であると回答した」旨の報道もなされています。事態はきわめて深刻であると言わなければなりません。

そうした政治社会状況の中で、私たちは、半年余の準備期間を経て、4月下旬までに「安保法制が憲法違反であることの判断を求める訴訟」すなわち、防衛出動命令等の差止めを求める行政訴訟と安保法制の成立により受けた精神的苦

痛の回復を求めて国家賠償請求訴訟を提起することを決意しました。

全国の多くの弁護士から「立憲主義と民主主義が無視され続けるのを法律家として看過してよいのか」「戦争を憎み、人間の尊厳と平和を望む国民とともに精一杯の努力をするのが弁護士の使命ではないか」という声が寄せられ、前記訴訟の代理人に名乗りを上げる弁護士は全国すべての都道府県から600名を大きく超えるまでになりました。

このような法制に対して、司法が沈黙することは、基本的人権を保障することを使命とする司法権、そして憲法の基本的な目的に背馳し、それらの存在意義を根底から危うくするのではないかと考えた次第です。これは国家の危機でもあります。法制が施行された後は、同朋である自衛隊員が人を殺し殺される道、あるいは同朋がテロに遭う道を不可避免的に歩むこととなります。私たちが裁判所もその事態が発生するまで待っていなければならないのでしょうか。そうなっては完全に手遅れです。

事態を正視すれば、憲法の枠を超えた法制に対しては法の究極にある理念ないし理性に基づいて厳しく的確に対応することこそが求められているのではないのでしょうか。司法権の正当性は最終的には国民の信頼に依拠しています。司法権が巨視的な観点から英断を示してこそ、国民の信頼をつなぎとめることができるかと確信しています。

二 国民の皆様の期待に応える責務

まず何と言っても強調したいことは今回の安保法制の国会における採決の強行には圧倒的多数の国民が心からの怒りの声をあげ、それは北から南まで大きな波となって広がっていることです。

2015年9月19日未明、集団的自衛権行使容認の閣議決定の具体化としての安保法制法案(戦争法案)の採決が参議院で強行された時、法案に反対してきた多くの人々が、「闘いは今から始まる」ということの認識と意思を共通にしました。昨年夏、連日にわたって国会前で、そして日本全国で展開された、集団的自衛権行使容認・安保法制に対する反対闘争は、年令、性別、職業を超えて実に多様な人々によって担われました。

とりわけ、若者たちの活動には目に見張るものがありました。8月30日、「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会」が呼びかけた「8・30国会包囲10万人集会」は、小雨降る中で、国会前には12万人もの人々が集まり、安保法制＝戦争法制反対、安倍退陣を求める声を挙げました。全国でも80万人を超える人々が声を一つにしました。

今、政府・与党が、頼みとするところは国民の「忘却」です。政府与党筋からは「そのうち国民は忘れてしまう」というようなたかをくくった声さえ聞こえてきます。「2015年の夏」を「忘却」せずに、闘い続けることができるかどうかにかこれからのわが国の将来がかかっていると思います。採決強行後の反対運動は、まず、安保法制の具体的な発動を許さない活動であり、同時に安保法制廃止を求める持続的活動です。

それと共に、安保法制が違憲であることを国民の間でしっかり確認することが求められています。前に述べましたように、反対運動の中で、安保法制案が憲法違反であることはほとんどの憲法学者がこれを指摘しました。日本弁護士連合会も、「集団的自衛権行使容認の閣議決定」と「安保法制の国会成立」が、憲法違反であり、その「強行採決」は立憲主義の完全否定であるとの声明を発表しました。これらの批判は、この安保法制がこの国のありかたを法の支配から時の政権による恣意的支配に変えてしまうものに他ならないことを示したものであります。

「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすること」（憲法前文）は私たちが言語に絶する犠牲を被った代償として、また加害行為を行った教訓として得たかけがえのない歴史的な経験知であり国民知です。これを捨てることは何を意味するのでしょうか。先の大戦時と比べて人間を殺戮する兵器・機器の能力は質的飛躍的に「発達」し、人間の制御力をも超えんとしています。私たちはこの現実を直視し、未来の世代に平和で豊かな世界を引き継ぐ責任を負っています。それは今だからこそ可能だと言えるのではないのでしょうか。もう先送りは止めたいと思います。

以上のことを踏まえたとき、私たちは立憲主義を確立し、法の支配を回復するために、安保法制違憲訴訟を提起することが、国民の期待に応える私たち法律家の「責務」であると考えました。安保法制違憲訴訟を提起し、法廷でそのことを明らかにし、立憲主義・法の支配を回復し、同時に、世界、とりわけアジアに向けて、私たちが戦後日本の国是である「徹底した平和主義」を堅持し

続けることを発信することが不可欠であると確信するに至りました。

私たちは歴史と知性に背を向けて開き直る安倍政権を絶対許すことはできないと思っています。敗戦から70年、今という時代は、2300万人以上の尊い命を奪った戦争の悲惨さから生まれた日本国憲法の価値を維持・発展させるのか、それともその破壊を許すのかの重大な岐路であると考えています。

三 法律家としての弁護士の職責

次に私たちは、訴訟提起をせずに現状を座視することは、法律家としての弁護士の職責を全うすることにならず、むしろ安保法制の現状追認と評価されてしまうことを強く危惧しました。弁護士の使命は、弁護士法一条一項が示すように、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することにあります。

私たちは法律家にとっての人権擁護と社会正義の実現は「憲法価値の実現」であると考えています。これが法律家の最大の使命というのが私たちの信念です。無謀極まる安保法制の閣議決定や安保法制の国会成立によってすでに平和的生存権などの基本的人権を侵害されて現実に苦しんでいる方が多数おられます。さらに、これから予定されている南スーダンへのPKO派遣、中東への自衛隊派遣、集団的自衛権行使などの政府の行為によって、より一層の被害が拡大しようとしています。それにもかかわらず、難しい課題であることを理由に法律家として行動しないのでは、その社会的使命を果たしているとは言い難いのではないのでしょうか。

市民とともに声を上げ選挙など政治過程を通じて安保法制を廃止に追い込むことはぜひとも追求していかねばなりません。しかし、法律家にしかできないこともあるはずで、司法のルートからこの違憲立法を廃止する訴訟を推し進めることは、まさに法律家にしかできないことであり、法律家として行動しなければならないことと考えています。

そして同じ法律家であっても、市民とともに訴訟を提起できるのは弁護士だけであることも忘れてはなりません。裁判官も検察官も憲法を学び、かつ、憲法尊重擁護義務を負う法律家としてこのような違憲の安保法制が放置される事態については、立憲主義、法の支配の観点から看過できないとの強い思いを持っているに違いありません。法曹三者はそれぞれの立場で協力して、この違憲立法を廃止させなければならない大きな責務があります。いまこそ社会正義の

実現に向けて弁護士にしかできない何らかのアクションを起こすことが法律家としての弁護士に求められていると考えました。

四 司法の役割を問うこと

また、私たちは司法の役割に照らしても、この裁判を起こすことは理にかなっていないと考えました。立憲民主主義の下で裁判所に期待されている第一の役割は、現実被害を被っている個人の救済にあります。これは憲法訴訟では「私権保障機能」と呼ばれますが、安保法制が廃止されるまで、多くの人々が平和的生存権を始めとした様々な人権を具体的に侵害されることになります。特に戦争に関わる事柄は個人の生存そのものに影響するのですから、他の人権に比して一層尊重されなければならないものです。このような場面こそ裁判所がその救済に乗り出し、憲法の規範力を発揮すべき場面です。

さらに裁判所の違憲立法審査権の持つもう一つの重要な意義である憲法保障機能を発揮すべき場面と考えます。裁判所には違憲立法審査権の行使を通じて、政治部門によって壊された憲法秩序を回復し、立憲主義を取り戻す使命があるのです。これを「憲法保障機能」と呼びますが、この違憲審査権の持つ憲法保障機能を今ほど重視するべき時はないように思われます。

これまでも合憲性統制機関として最高裁は、違憲の主張適格の拡大や住民訴訟・選挙訴訟などの客観訴訟における違憲判断を通じてこの憲法保障機能を発揮してきました。

日本国憲法は、人権を保障し（97条）、最高法規性を明記し（98条1項）、裁判所に違憲審査権を与えている（81条）点で、法の支配を徹底した立憲主義を採用しています。

ところが、安保法制は、憲法よりも安全保障政策を優先させ、本来必要な憲法改正手続きも経ずに、都合よく憲法規範を大きく歪めながら成立させたものです。誰が考えても容易に理解できる安倍政権の「砂川事件最高裁判決を恣意的に曲解する理不尽な手法」を断じて許してはなりません。

このような非立憲政治に歯止めをかけ、憲法秩序を回復する役割を担うことができる国家機関は、裁判所しかありません。裁判所には憲法秩序の維持という任務から、憲法判断を示さなければならない場合があるはずで、私たちは

今回がまさにその場合にあたると考えています。

五 国民運動の一環であること

さらに私たちは、この裁判の目的が、単に違憲判決を得ることに尽きるものではないことも明確にしておきたいと思います。すなわち、裁判を通じて社会にインパクトを与えながら世論を形成し、政治過程を通じて違憲状態を矯正することにも重きを置きたいと考えています。

このような裁判の政策形成機能は、具体的には嫌煙権訴訟（東京地裁昭和 62 年 3 月 27 日）が、原告敗訴にもかかわらず禁煙車両の増設をもたらした例、砂川裁判闘争において、一番の伊達判決が日米政府を動揺させ、ひいては、67 年の美濃部都政誕生を潮目に、69 年、米軍の拡張計画断念に至った例など、枚挙に暇がありません。「裁判で勝つ」ことのみならず、「裁判を通じて勝つ」ことも車の両輪として重視しています。

たとえ裁判所が違憲判断をしたとしても、違憲判決を国会が無視して放置すれば、もはや法律家はどうすることもできません。尊属殺違憲条項ですら法改正まで 22 年間も放置されました。この安保法制も最終的には国会で廃止するしかありません。もともと裁判所の違憲判断はそのための一手段にすぎないのです。ですから今回の違憲訴訟も国会での廃止に向けた運動の一環であることは明らかであると考えています。

2000 万人署名運動を実現すること、国会前をはじめ全国各地でデモや集会を行ったりチラシを作り配布したりすることなどさまざまな廃止に向けての国民運動の一環として、多くの国民とともに司法を通じて声を上げ、立憲主義を無視する暴挙は決して許さないという市民の意思を強く示すことが必要なのです。国民の皆様の圧倒的多くは裁判所が「憲法の番人」であることを強く求めていることを忘れてはなりません。

六 未来に向けた諦めない戦い

訴訟提起後も事態の推移に合わせて、全国各地での訴訟のあり方、闘い方も随時変化していくことになると思います。柔軟に対応していかなければなりません。しかし、まず誰かが最初の一步を踏み出すことが必要なのです。

この安保法制違憲訴訟はこれまでに前例のない訴訟であることは確かです。何しろ今回のような立憲主義を無視した安倍政権による傍若無人の振る舞いはこれまでの日本になかったことなのですから当然であります。ここで前例のない案件だからといって、弁護士が何もしないままこの異常な事態を放置すれば、ますます憲法と法を無視した政治がまかり通ることになってしまうでしょう。

私たちは、安保法制が違憲であり、違憲の法律の存在を認めることなどできないという怒りとともに、憲法を無視する態度、数の横暴で国会を運営する態度を許すことができません。この国は法の支配の国であり、立憲民主主義国家であったはずで、単なる数の力で何でも自分の思うとおりに押し通そうとする政治が何の歯止めもなくこのまま放置されることは、企業も社会も家庭もあらゆる場面で法を無視することがまかり通ることにつながります。これは断じてあってはならないことです。

法律家は力ではなく、理性と知性を体現する法によって個人の尊厳を守り、社会秩序を維持することをその使命としているはずで、自らが違憲と判断する安保法制をそのまま放置することは、自らの職業の基盤、そして自分がこれまで歩んできた法律家としての人生をも揺るがすことにつながります。

今、一番あってはならないことは、やっても無駄だという無力感から行動しなくなる、物を言わなくなることです。これまで多くの市民が物を言っても無駄だと沈黙を決め込んでいました。投票に行く人が少ないのもその表れでしょう。しかし今、状況は変わってきています。

若者を含めて、多くの市民がデモという形で街に出て物を言い始めました。今や、政権はそれを単純に無視することができなくなってきています。司法でも物を言うことの価値を再確認することが大切であると考えています。これまでのすべての憲法訴訟も初めはみな前例のない無謀な闘いとみられました。私たちが判例集で見る憲法判例は勇気を持って立ち上がった先輩法律家の汗と努力の結晶なのです。

安保法制はまさに、日本を戦争する国に変えるものです。そのように国柄を変えること自体は本来、それによって加害者にも被害者にもなる主権者国民の意思でなければできないことのはずです。最高裁が「違憲状態」と断じた正当性のない選挙で過半数の議席を得ただけの政権(しかも先の衆議院選挙で与党である自民党・公明党が得た支持率は有権者のわずか24%に過ぎません)が、憲

法を無視して日本の国柄を変えるような権力行使をすることは、まさに国民の憲法制定権の侵害に他なりません。

憲法が蹂躪されるこうした事態を座視すれば、必ずや市民の生命、自由、財産の蹂躪を招くに違いありません。立憲主義と民主主義の回復のため、今こそ私たちは法律家として、弁護士として、その職責を果たす時だと考えます。

私たちは自分が信じる悔いのない行動をとっていきたいと思います。私たちは人類史上誇るべきわが国の平和憲法を活かすことを使命とし、立憲主義と民主主義を取り戻す闘いに皆様とともに挑戦し続けていく決意を固めております。

七 最後になりますが、病と戦っておられる、なかにし礼さん作詞でソプラノ歌手の佐藤しのぶさんが歌っておられる「リメンバー」をお送りします。

リメンバー リンク先を掲載¹

¹ <https://www.youtube.com/watch?v=NLaES2Q7UMw> (「リメンバー」発表記者会見の動画)